

『速旅・若狭路お買物券付ドライブプラン』 利用規約

<周遊エリア内乗り放題コース用>

（通則）

第1条 本規約は、中日本高速道路株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する定額料金による高速道路指定区間の利用（以下「高速定額利用」といいます。）と「海湖と歴史の若狭路」発信事業実行委員会（以下、「実行委員会」といいます。）が発行するお買物券（3,000円分）（以下「お買物券」といいます。）が一体となったプラン（以下「本プラン」といいます。）について適用します。

（本規約以外の適用）

第2条 本規約に定める条項のほか、当社及び実行委員会が定める約款、規約等がある場合は当該約款、規約等も適用されます。

（定義）

第3条 本規約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- 一 ETC無線通信 無線通信により通行料金のお支払いに必要な手続を自動的に行う仕組みをいいます。
- 二 ETCカード 当社との契約によりクレジットカード会社が発行するETCクレジットカード並びに当社、首都高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「6会社」といいます。）が契約に基づき共同で発行するETCパーソナルカードをいいます。
- 三 ETC車載器 車両に取り付けて道路側のアンテナと通行料金のお支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。
- 四 セットアップ ETC車載器に通行料金のお支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすることをいいます。

（対象車種）

第4条 本プランの対象車種は、ETC無線通信により通行が可能な軽自動車等及び普通車の2車種（車種区分については、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第25条第1項の定めにより当社が公告する高速道路（全国路線網）の料金車種区分によります。）とします。

（実施期間等）

第5条 本プランの実施期間は、2021年11月3日（水）から2022年2月28日（月）までの期間とします。この期間のうち申し込み時に登録を行う利用開始日から別表1に定める高速定額利用期間（コース毎に別表1に定める期間において利用開始日の0時から最終日の24時まで。ただし、利用開始日当日に申し込みの場合には、申し込み手続きが完了した時点から最終日の24時まで。以下同じです。）を本プランの利用可能期間（以下「利用可能期間」といいます。）とします。なお、お買物券は本プラン利用可能期間のうちあらかじめ指定した1日間に引換することができます。ただし、次の各号に定める期間に該当する日を含んだ利用可能期間の申し込みはできません。

- 一 当社が別途指定した日（詳細が決まり次第、当社公式WEBサイトにてお知らせします。）
- 2 利用可能期間の周遊通行（第9条第1項に定める「周遊通行」をいいます。）に係る通行日時の判定は、入口インターチェンジ又は出口インターチェンジの通行日時をもって行います。

（申込方法等）

第6条 本プランへの申し込みは、本規約に定める事項に承諾のうえ、当社公式WEBサイトから本プランの利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過するまでに行ってください。なお、申込時に「速旅」へのWEB会員登録が必要となります（既に会員登録済みの場合は、新たな登録は不要です。）。ただし、お買物券を事前予約が必要な施設、サービス等に利用予定の場合は、予め当該サービスの提供者に、当該サービスの提供者が定める方法により予約を行い、予約が確定した後に本プランの申込を行ってください。

2 お買物券の料金は当社指定のクレジットカードによる決済とし、高速定額利用はETCカードによる決済となります。

3 本プランの申し込みが完了したとき、当社は、申し込み時に登録したメールアドレスに受付番号、プラン名、利用日等を記載した申込確認書をメールにて通知します。この場合、申込者のメールの受信状況を問わず、当該メールの送信をもって申込確認書が通知されたものとみなします。

4 申込確認書のメールが正しく受信できなかった場合や誤って削除等した場合は、「速旅」会員専用「マイページ」から申込確認書をご確認ください。

5 当社とお客さまとの売買契約は、本プランの申し込みが完了した時点で成立します。

6 第16条第1項、同第2項一号に定める解約条件に該当する場合、申込確認書は無効となります。

7 当社が実施する他のドライブプランと利用可能期間が同一である申し込みはできません。同一期間の申し込みをした場合は、第16条第1項に定める解約を行ってください。解約を行わない場合は、申込者が意図しない高速定額利用が適用される場合や全く適用されない場合があります。その場合、当社における料金修正等は、一切行いません。

8 申込確認書の通知をもって、申し込み時に登録したETCカードが高速道路で利用できることを保証するものではありません。

9 当社、東日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が発行するETCコーポレートカードでは本プランに申し込みいただけません。

（受付内容の変更）

第7条 申込確認書の通知が完了した後は、次項に定める事項を除き、申し込み内容の変更はできません。変更を必要とする場合は、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。ただし、前条第1項にて予約を要するサービスの予約を行った場合は、当該サービスの提供者への予約変更手続き完了後に、第16条第1項に定める解約を行ったうえで、再度前条に基づき申し込みを行ってください。

2 申し込み時に登録したETCカードは、本プランの利用開始日の前日まで「速旅」会員専用「マイページ」から変更することができます。なお、利用開始日当日に申し込みをされた場合は、変更できません。

3 ETCカードの変更は、本プランの利用開始日の前日までに変更手続きが完了した場合に限り有効です。

（お買物券の引換及び利用方法）

第8条 申し込み時に登録した施設利用日に、別表1および申込確認書に記載の引換場所において、インターネットに接続可能なスマートフォン・タブレット端末の画面上に表示した申込確認書を提示し、引換場所の係員の指示に従い引換番号を入力し画面認証することにより、お買物券と引換することができます。

2 本プランのご利用には、スマートフォン・タブレットでの画面認証が必要となります。申込確認書の提示のみではお買物券を引き換えることはできません。

3 お買物券が利用できる施設や内容については別表4のとおりです。

4 お買物券の返金、換金、譲渡、または他の割引・優待サービス等との併用はできません。またお買物券は、額面以上のお支払い時にのみ利用できます。おつりは出ません。

5 お買物券の有効期限は、高速道路利用開始日から2日間です。有効期限を超えたお買物券の返金やご利用はできません。

（高速定額利用の利用可能な区間）

第9条 高速定額利用の対象となる通行は、利用可能期間内において、周遊エリア（別表2に定める区間内に存するインターチェンジを含む範囲をいう。以下同じ。）内のいずれかのインターチェンジで流入し、かつ、同エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行（回数に制限はありません。以下「周遊通行」といいます。）とします。

2 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジで流出する通行、又は、周遊エリア以外のいずれかのインターチェンジから流入し、周遊エリア内のいずれかのインターチェンジで流出する通行を行った場合、流入又は流出を行った周遊エリア内のインターチェンジと当該通行における周遊エリア内の端末インターチェンジとの間を周遊通行とみなしたうえで、当該端末インターチェンジと流出又は流入を行った周遊エリア以外のインターチェンジとの間の通常料金（以下「区間外料金」といいます。）をお支払いいただきます。なお、周遊エリア以外のインターチェンジで流入し、かつ、流出された場合はその通行全区間の通常料金をお支払いいただきます。

（高速定額利用の開始及び終了）

第10条 高速定額利用は、前条に規定する最初の周遊通行が完了したことをもって利用を開始したものとし、第5条第1項に規定する利用可能期間に流入した走行の満了した時点をもって利用を終了したものといたします。

（高速定額利用の利用方法）

第11条 高速定額利用の対象となる通行を行う場合は、申し込み時に登録した車種に属する車両で通行してください。

2 料金所を通過するときは、申し込み時に登録したETCカードをETC車載器に挿入し、ETCゲートをETC無線通信により通行してください。登録したETCカード以外の支払手段を利用される場合には、当該通行について通常料金をお支払いいただきます。

3 入口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般（有人）レーン（以下「一般レーン」といいます。）で入口通行券を受け取り、出口料金所においては、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードと入口通行券をお渡しください。出口料金所において料金精算機を利用の場合は「係員呼出ボタン（レバー）」により、スマートICを利用の場合は「インターホン」によりお申し出ください。

4 出口料金所のETCレーンが点検等により利用いただけない場合には、一般レーンの料金所係員に申し込み時に登録したETCカードをお渡しください。料金精算機を利用の場合は、「係員呼出ボタン（レバー）」によりお申し出ください。

（料金及び請求）

第12条 本プランの料金は、別表1に定めるとおりです。

2 当社は、高速定額利用料金とお買物券料金を分けて請求いたします。なお、お買物券にかかるクレジットカードの明細書上のご利用日付は実際のご利用日のおおむね2～3週間後の日付となります。

3 当社は、高速定額利用の対象となる通行全体に対して本プランの高速定額利用分の料金を一括して請求します。なお、料金所通行時における料金所の路側表示器、ETC車載器、「ETC利用照会サービス」等の料

金表示等は通常料金となりますが、高速定額利用の対象となる通行については請求時には本プランの高速定額利用分の料金をお支払いただきます。ただし、区間外料金が発生している場合には、別途当該区間外料金をいただきます。

4 高速定額利用料金の請求において、クレジットカード会社又はE T Cカード事務局（E T C パーソナルカードの管理運営を行うため6会社が設置する事務局をいいます。）が発行する請求書には、高速定額利用の対象となる各通行の走行明細は記載されず、高速定額利用の料金を請求する旨の明細のみが記載されます。E T Cマイレージサービスの還元額明細に記載された高速定額利用の対象となる各通行の走行明細については、請求金額確定時に消去され、それと同時に高速定額利用の料金の明細が表示されます。

5 E T C パーソナルカードは、お支払いの済んでいない利用金額の合計額（以下「未払債務の合計額」といいます。）が、預託いただいたデポジットの80%相当額（以下「利用可能額」といいます。）を上回りますと、利用停止となる場合があります。

6 高速定額利用の対象となる通行であっても、未払債務の合計額は、個々の通行ごとに、一旦、通常料金で計算します。そのため、未払債務の合計額が、本プランの料金が適用された後に比べて一時的に高額となる場合があります。

（他の割引との適用関係）

第13条 高速定額利用に、E T Cマイレージサービス以外の割引（E T C時間帯割引、障害者割引等）は適用されません。

2 E T Cマイレージサービスに登録することにより付与されるポイント（以下「マイレージポイント」といいます。）については、高速定額利用の料金の額に応じて付与されます。

3 申し込み時に登録したE T Cカードに、E T Cマイレージサービスの還元額がある場合には、当該還元額から高速定額利用の料金を差し引くものとします。

4 E T Cマイレージサービスの還元額による高速定額利用の料金のお支払いに、マイレージポイントは付与されません。

5 お買物券料金のお支払いに金券の使用、割引サービスの利用等はできません。

（高速定額利用の適用対象外及び無効）

第14条 各通行が次の各号の一に該当するときは高速定額利用の適用対象外とし、その通行に係る料金は通常料金でお支払いいただきます。

一 申し込み時に登録したE T Cカードを用いずに通行料金をお支払いになったとき。

二 申し込み時に登録した車種以外の車種でご利用になったとき。

三 利用可能期間以外の日に入口インターチェンジを流入及び出口インターチェンジを流出したとき。

四 利用可能期間に入口インターチェンジを流入し、利用可能期間終了日の翌々日までに出口インターチェンジを流出しなかったとき。

五 周遊通行以外の通行を行ったとき。

六 周遊エリア内のいずれかのインターチェンジから流入し、かつ、流出する通行で、周遊エリア以外の経路を利用したときにおける、当該経路に係る通行。

2 各通行が次の各号の一に該当する場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 通行する車両の情報が正しくセットアップされたE T C車載器が取り付けられていない車両で通行したとき。

二 申し込み時に登録した1枚のE T Cカードを利用可能期間に2台以上の車両に使用したとき（ただし、当

社が承諾した場合を除きます。）。

三 前2号に掲げるもののほか、不正な通行の手段として本プランを利用したとき。

3 本プランの申し込みが次の各号のすべてを満たさない場合は、高速定額利用の申し込みを無効とし、利用可能期間内における全ての通行について通常料金でお支払いいただきます。

一 本プランの利用時に有効なETCカードを登録していること。

二 申し込み事項の入力が正しく行われ、入力の内容に誤りが無いこと。

三 申し込み時に登録したETCカードの名義が本プランの申込者と同一であること。

（引換の制限）

第15条 次の各号の一に該当するときはお買物券への引換をお断りします。

一 申込確認書を偽造したとき。

二 第8条第1項に定めるスマートフォン又はタブレット端末を用いた画面認証の際に、引換完了経過時間が30分を経過した場合、無効な申込確認書若しくは認証完了画面を表示し画面認証を試みた場合又は既に引換手続きが完了済みの旨の表示がなされているとき

三 偽装した身分証明書の提示等を行うなど本人確認作業を妨げる行為を行ったとき。

四 別表3及び申込確認書に定める指定の引換場所以外での引換を求められたとき。

五 すでに引換を行っているとき。

六 利用可能期間以外の日に引換を受けようとしたとき（ただし当社が承諾した場合を除きます）

七 第16条に規定する解約を行ったとき（なお引換をした場合は、お買物券の料金を請求します）

（解約等）

第16条 本プランの申込者は、利用可能期間の最初の出口インターチェンジを通過する前まで（ただし、利用開始日の24時までに限ります。）に、当社公式WEBサイトにおいて本プランを解約することができます。この場合、高速定額利用の申し込み又はお買物券の申し込みのいずれか一方のみの解約をすることはできません。

2 前項に基づく解約が行われない場合であっても、次に掲げる場合においては当該各号に定める解約がされたものとしします。

一 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるお買物券の引換を受けなかった場合は、高速定額利用とお買物券とも遡って解約がされたものとしします。

二 周遊通行を行わなかった場合（第14条により高速定額利用の適用対象外及び無効となった場合を含みます。）、かつ、第8条に定めるお買物券の引換をした場合は、高速定額利用のみ遡って解約がされたものとしします。

3 周遊通行を行った場合は、お買物券引換の有無にかかわらず、お買物券料金の払戻しをいたしません（当社又はお買物券の引換不能等の実行委員会の責による場合を除きます。）。ただし、インターネット又は電話にてお申し出いただいた場合に限り、お客さまが指定する住所に実行委員会からお買物券を配送いたします。なお、この場合の配送費用はお客さまのご負担となります。又、お申し出の有効期間は施設利用日から2か月間、配送するお買物券の有効期間は、発送日より2か月間又は2022年2月28日までのいずれか短い方となります。

4 周遊通行を行った場合は、本プランの料金を全額お支払いいただき、途中解約、払戻し又は一部返金はいりません。通行した区間の通行料金とお買物券料金の合計額が本プランの料金を下回る場合でも、払戻し又は差額の返金は一切行いません。

（個人情報保護）

第17条 本プランの申込者の個人情報は、当社が別に定める個人情報の保護に関する方針に従って適切に取り扱います。

2 当社は、第8条に定める方法によりお買物券と引換するための手続に必要な範囲内で、実行委員会及びお買物券の引換場所に対し、本プランを申し込みされたお客様の氏名、申込プラン名称、利用日、引換予定場所を提供いたします。

（免責事項）

第18条 当社は、次の各号に掲げるときには、本プランの申込者が受けた被害について一切責任を負いません。

- 一 当社の責に帰すことができない申込事項の誤りにより、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 二 天災地変その他の不可抗力による通信上の障害又は事故により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 三 当社の責に帰すことができない通信上の盗聴、妨害又は事故により、本プランの申込者の個人情報が漏えいし、改ざんされ、又は窃取されたとき。
- 四 通行止め又は渋滞により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。
- 五 車両の故障等、当社の責に帰すことができない事由により、本プランの利用に影響を及ぼしたとき。

（規約の変更）

第19条 当社は、本規約を変更することがあります。

- 2 当社は、前項の変更を行った場合、変更内容を当社ホームページへの掲示等の方法で周知します。
- 3 当社は、第1項の変更によって申込者が被った損害について、一切責任を負いません。

別表 1：料金及び利用日（金額は本プラン利用 1 回あたりの料金）

プラン名	発着 エリア 番号	周遊 エリア 番号	料金 （普通車）	料金 （軽自動車等）	高速定額 利用日	お買物券引換日（注 1）	
						引換日	引換可能時間
若狭路お買物 券(3,000 円分) 付き （2 日間）	なし	A	<u>6,000 円</u> （内訳） 高速定額利用分 5,000 円 お買物券分 1,000 円	<u>5,000 円</u> （内訳） 高速定額利用分 4,000 円 お買物券分 1,000 円	お客さま が指定す る連続し た 2 日間	左記のうち 1 日間	別表 3 に 定めるとおり

注1 第 16 条第 3 項に記載の場合を除く

別表 2：高速定額利用（周遊エリア）

番号	区間名
A	名神高速道路（小牧 IC～八日市 IC） 東海北陸自動車道（一宮 JCT・一宮稲沢北 IC～一宮木曾川 IC） 東海環状自動車道（養老 IC～大野神戸 IC） 北陸自動車道（米原 JCT～敦賀 IC） 舞鶴若狭自動車道（大飯高浜 IC～敦賀 JCT）

別表 3：お買物券の引換場所

※新型コロナウイルス感染症の影響等により、予告なく営業日、営業時間などが変更となる場合があります。
最新の情報を各店舗・施設のホームページ等にてご確認ください。

引換場所	住所	引換受付時間	問合せ先	備考
ヤマトタカハシ(株) 敦賀昆布館（インフォメーション）	敦賀市坂下 17-3-1	9：00～17：00	TEL： 0770-24-3070	*お買物券の利用も可
若狭海遊バザール千鳥苑 若狭美浜海の駅(事務所)	美浜町坂尻 43-3-1	9：00～16：00 (不定休)	TEL： 0770-38-1011	*お買物券の利用も可 *引換の方は売店まで お越しください。事務 所までご案内します。
道の駅「三方五湖」 (観光協会窓口)	若狭町鳥浜 122-31-1	9：00～18：00 (毎月第1火曜日定休(祝 日の場合は翌日)、9/8 休 館、7～8月は無休)	TEL： 0770-45-0113	*お買物券の利用も可
道の駅「若狭おばま」 (物販レジ)	小浜市和久里 24-45-2	9：00～18：00	TEL： 0770-56-3000	*お買物券の利用も可
道の駅「うみんぴあ大飯」 (レジ)	おおい町成海 1-1-2	9：00～18：00 (毎月第1、3月曜日定 休(祝日の場合は翌日))	TEL： 0770-77-4600	*お買物券の利用も可
(一社)若狭高浜観光協会 (観光案内所窓口)	高浜町宮崎 77-1-8(JR 若狭 高浜駅構内)	9：00～17：15	TEL： 0770-72-0338	

別表４：お買物券の利用が可能な対象施設及び内容

※新型コロナウイルスの影響等により、予告なく営業日、営業時間や提供できるサービス等に変更がある場合がございます。営業日、営業時間など、最新の情報は各店舗・施設のホームページにてご確認ください。

※記載の内容は、予告なく変更になる場合があります。

※SA・PAなどを含め、下表以外の箇所ではご利用いただけません。

※他の割引サービス等との併用はできません。

※お買物券を予約が必要な商品・サービスにご利用の場合、あらかじめ各施設へ予約を行ってください。

番号	分類	対象施設名	場所	対象・対象外品など ※記載の無い施設は対象外 無し	備考
1	買物	ヤマトタカハシ (株)敦賀昆布館	敦賀	利用可能：売店商品 利用不可：喫茶コーナー（ソ フトクリーム、うどん、お にぎり、飲料品）	所在地：敦賀市坂下 17-3-1 電話：0770-24-3070 引換受付時間： 9:00～17:00（インフォメーション）
2	はし ごめ しク ーポ ン	日本海さかな街	敦賀	利用可能：「はしごめしクー ポン」（案内所にて販売） ※「はしごめし」クーポンの 購入以外は利用不可	所在地：敦賀市若葉町 1-1531 電話：0770-24-3800
3	買物 飲食	小牧かまぼこ	敦賀	—	所在地：敦賀市余座 13-1-1 電話：0770-22-0611
4	飲食	敦賀赤レンガ倉庫 ・ Sogno-Poli（イ タリアン） ・ 赤レンガ Café ・ 生け簀の甲羅 （赤レンガ店）	敦賀	レストラン館の以下 3 軒で利 用可 ・ Sogno-Poli（イタリアン） （ランチのみ利用可） ・ 赤レンガ Café ・ 生け簀の甲羅（赤レンガ店） ※ジオラマ館は利用不可	所在地：敦賀市金ヶ崎町 4-1 電話： 敦賀赤レンガ倉庫 0770-47-6612 Sogno-Poli 0770-47-6707 赤レンガ Café 0770-47-5201 生け簀の甲羅（赤レンガ店） 0770-47-6338
5	飲食 買物	若狭海遊バザール 千鳥苑 若狭美浜 海の駅	美浜	利用不可： ・ 売店一部商品 （酒、たばこ等）	所在地： 三方郡美浜町坂尻 43-3-1 電話：0770-38-1011 引換受付時間：9:00～16:00（事 務所、不定休） ※引換の方は売店までお越しくだ さい。事務所までご案内します。

6	買物	五湖の駅	美浜	利用不可：レストラン	所在地：三方郡美浜町久々子 72-1 (ミニストップ若狭美浜店隣接) 電話：0770-32-3339
7	買物	美浜町健康楽膳拠点施設こるぱ	美浜	利用可能：直売所のみ 利用不可：レストラン	所在地：三方郡美浜町久々子第 34-2-1 電話：0770-32-2155
8	買物	道の駅三方五湖	若狭	—	所在地：三方上中郡若狭町鳥浜 122-31-1 電話：0770-45-0113 引換受付時間：9:00～18:00(レジ、 毎月第1火曜(祝日の場合翌日)定 休、7-8月無休、9/8休み)
9	観光 飲食	レインボーライン 山頂公園	若狭 美浜	—	所在地：三方上中郡若狭町気山 18-2-2 電話：0770-45-2678
10	買物	J A福井県 梅の里会館	若狭	—	所在地：三方上中郡若狭町成出 17-4-1 電話：0770-46-1501
11	買物	道の駅若狭熊川宿	若狭	利用不可：食堂	所在地：三方上中郡若狭町熊川 11-1-1 電話：0770-62-9111
12	観光	若狭町観光船 レイククルーズ	若狭	—	所在地：三方上中郡若狭町海山 68-20 電話：0770-47-1127 12/12～2月末までは冬季休業
13	飲食 買物	道の駅若狭おばま	小浜	—	所在地：小浜市和久里 24-45-2 電話：0770-56-3000 引換受付時間： 9:00～18:00(物販レジ)
14	体験 買物	御食国若狭おばま 食文化館内「若狭 工房」	小浜	—	所在地：小浜市川崎 3-4 御食国若狭おばま食文化館 2 階 電話：0770-53-1034
15	観光 買物 飲食	若狭フィッシャー マンズ・ワーフ	小浜	— ※クルーズ乗船にも利用可	所在地：小浜市川崎 1-3-2 電話：0770-52-3111 12月～2月は「蘇洞門めぐり」は 運休(店舗は営業中)
16	観光	明通寺	小浜	利用可能：拝観料	所在地：小浜市門前 5-21 電話：0770-57-1355
17	体験 買物	箸のふるさと館 WAKASA	小浜	—	所在地：小浜市福谷 8-1-3 電話：0770-52-1733

18	買物	道の駅 うみんぴあ大飯	おおい	利用不可：フードコート	所在地： 大飯郡おおい町成海 1-1-2 電話：0770-77-4600 引換受付時間：9:00～17:00(案内 所、毎月第1・3月曜定休(祝日の 場合翌日))
19	観光	青戸クルージング	おおい	—	所在地：大飯郡おおい町成海 電話：0770-59-1500 12月～2月は冬季休業
20	飲食	青戸ベイサイドヒ ルズ	おおい	利用可能：レストラン・BBQ (3日前までに予約必須) の食事のみ 利用不可：直売所での商品購 入、ポニーのえさやり等	所在地：大飯郡おおい町犬見 1-48 電話：0770-77-3761
21	体験	きのこの森	おおい	利用可能：入園料・ビックス ライダー専用敷物の貸出・ 陶芸体験 利用不可：きのこものしり館 売店・食事処(きのこ茶屋・ 食うまっしゅ)	所在地：大飯郡おおい町鹿野 42-27 電話：0770-78-1713 12月～2月は一部工事中
22	買物	道の駅名田庄	おおい	利用不可：そば処よってっ亭	所在地：大飯郡おおい町名田庄 納田終 109-4-1 電話：0770-67-2255
23	飲食 買物 体験	道の駅 シーサイド高浜	高浜	利用可能：道の駅物販、レス トラン、温浴施設「湯っふる」	所在地：大飯郡高浜町下車持 46-10 電話：0770-72-6666
24	買物 飲食	青葉山ハーバル ビレッジ	高浜	利用可能：カフェ、ショップ 利用不可：苗販売、体験	所在地：大飯郡高浜町中山 2-4 電話：0770-50-9012
25	買物	高浜市場きな一れ	高浜	—	所在地：大飯郡高浜町宮崎 77-1-8 電話：0770-72-3336
26	—	一般社団法人 若狭高浜観光協会	高浜	(引換のみ)	所在地：大飯郡高浜町宮崎 77-1-8 (JR 若狭高浜駅構内) 電話：0770-72-0338 引換受付時間：9:00～17:15 (観 光案内所窓口)